

令和4年5月26日

株式会社ハーバーリンクスジャパン 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3
TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

[連絡先] 蔵大介法律事務所

弁護士 木村基之

〒920-0912 金沢市大手町7-23

TEL : 076-234-5830 FAX : 076-234-5831

申入れ等終了及び要望のご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人からの令和3年11月12日付問い合わせ書に対する、貴社からの令和3年12月8日付回答書（以下、「回答書」とします。）を拝受しました。当法人において回答書および、貴社の販売商品「レナセルクリアセラム」について定期購入が可能なWebサイト¹の記載について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」と略します。）違反等を検討しておりましたが、当該サイトについて、アクセスした場合に自動的に貴社公式サイトに遷移され、サイトの閲覧が不可能な状態になっていることを確認致しました。

¹ https://renacell.jp/lp?u=ren_single_mka_ad_rentra_om003&hc_ak=R7DG5.1.8BU5D&rtsp=210802343708.0.577.5895.27260573.89136.6691&_rt_ck=577.210802343708

及び、

https://renacell.jp/lp?u=ren_single_mka_seo_a8_om003&hc_ak=OKTL7.1.ANEBB&a8=iPW5BP3UgAdoMtLidpmU2AW1HAw_N-qlNpmoFrjUdssSd.Wq2AO1mRj1GRWUDP2UgAFSOSWdKAMqH0lxxs00000012647014

どのような理由及び経緯によるものかは不明ではありますが、当該サイトの閲覧が不可能になったことで、景表法違反等の状態は解消されたものと判断し、本件に関する貴社に対する問い合わせは、これをもって終了させていただくこととしましたので、ご通知いたします。

一方で、令和3年7月6日付の貴社に対する申入書兼要望書について、貴社からは同年8月5日付回答書において、申入書において問題とした「遺伝子検査キット付きセミオーダー美容液」のサービスを停止しているとの、商品の販売を終了している趣旨の回答がありました。しかしながら当法人において、当該美容液が現在においても貴社Webサイト²において販売されていることを確認しております。当該Webサイトの表記等に関して、上記申入書兼要望書の内容を反映ないし修正がなされている部分が見受けられ、また申入れの対象であった貴社利用規約第15条の該当部分について削除されていることを確認したため、本件に関する貴社に対する申入れについても、終了させていただきます。

しかし当該商品の当該Webサイトを通じての販売に関して、いわゆる最終確認画面において定期購入契約の主な内容のすべてが表示されておらず、問題であると考えますので、その修正を要望いたします。

即ち、第1に、最終確認画面においては、購入者から解約通知がない限り契約が継続する契約であるにも関わらず、その記載を欠いています。

第2に、初回の購入代金については赤字で強調表記されている一方で、2回目以降の消費者が支払うことになる各回の代金の表示を欠いています。合計金額については記載されているものの、何回購入した場合の代金か不明である上、初回代金のみ赤字で強調表示されているため、消費者が当該部分にのみ着目し、総額表示について見落とす可能性が高いものと思われまます。

第3に、遺伝子検査費用について、美容液を定期購入で4回購入した場合に無料とするとの記載がある一方で、4回未満で解約した場合において消費者が負担することとなる遺伝検査費用の具体的な金額について記載を欠いています。これは消費者にとって契約の重要な条件についての記載を欠いている点で、問題と言わざるを得ません。

ご承知のとおり、いわゆる最終確認画面において記載すべき事項を欠いている場合、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」と略します。）14条1項2号・同法施行規則16条1項1号2号にいう、「顧客の意に反して通信販売にか

² https://renacell.jp/lp?u=renacell_official

かる売買契約・・・の申込をさせようとする行為」として、主務大臣による指示命令の対象となります。また本年6月1日施行の改正特商法12条の6第2項2号の「人を誤認させるような表示」に該当するおそれがあり³、仮に該当する場合には、同法59条の19第2号に基づき、適格消費者団体は差止請求権を行使することができます。したがって、繰り返しとなりますが、いわゆる最終確認画面の速やかな修正を要望いたします。

当法人は、今後も消費者の権利確立をめざして、消費者被害の調査、情報提供等を行うとともに、事業者の消費者に対する不当な勧誘行為や、不当契約条項の使用中止の申入れ活動等を行っていく所存です。今後、貴社の事業活動において特商法等の違反が確認された場合には、その是正を求めて改めて申入れ等をさせていただきますことであろうかと存じますので、その旨申し添えます。

以 上

³ 消費者庁「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」（令和4年2月9日）ご参照。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_07.pdf